

令和4年度

内部統制評価報告書
審査意見書

唐津市監査委員

内部統制評価報告書審査意見書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和4年度内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和5年9月5日から9月19日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

6 審査の実施内容

令和4年度内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「唐津市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求め、また、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

7 審査の結果

令和4年度内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては評価結果に係る記載は相当である。

8 備考

評価手続の過程において、以下のような不適切な事項があった。

- (1) リスク評価シートにおいて、事務処理マニュアル等で定められた評価者が評価をしていない部局があった。
- (2) 内部統制推進部局発出の評価者向け資料では、例月出納検査や定期監査等にて指摘があった場合には不備ありで計上するとされているにもかかわらず、リスク評価シート内の評価結果欄には不備なしとされている部局（企業局を含む。）があった。
- (3) リスク評価シート、リスク対応策の整備欄において、そのリスクに対応する規則・規程が整備されているにもかかわらず、他の規則等が記載又は記載されていない部局があった。
- (4) 保管物品が所在不明となり、現物の確認ができていないにもかかわらず、リスク評価シート内の資産の保全欄では不備なしとなっている部局があった。

9 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 指摘された事項がリスクとして挙げられておらず、全庁的にリスクへの意識、認識が希薄であり、また、関係例規等の理解不足のまま事務処理を行っている面も見られ、内部統制や例規等の理解が浸透していないと思考されるため、全職員の理解、意識の向上を図るための対策に努められたい。
- (2) 現状では推進部局である行政改革課が評価部局の一部機能も担っているが、多様化・煩雑化する業務全般への全職員の理解等の向上を図る取組みを推進する観点から、各リスクに応じた評価・分析するための日常的モニタリングを行いつつ実効性の高いリスク対応策を講じる観点からも、部局を超えた横断的な

評価体制の構築を検討されたい。

- (3) 本市においては、現行では日常的モニタリングを全職員及び会計管理者が行う体制となっているが、会計管理者が行う日常的モニタリングを十分に機能させるため、例えば事務処理誤り等があった際には原因を追究・分析できるような工夫を整備されるなど積極的な関与を要望する。
- (4) 事務処理ミス等の再発防止策として、多くの部局でチェックリストの作成やチェック体制の整備等が掲げられているが、人事異動等でそれらが形骸化しているおそれもあるため、事務の適正な執行のために各事務における処理手順を再度確認されたい。
- (5) 同一事業において、対象期間内での例月出納検査における同一指摘が2件、対象期間外ではあるが、令和5年4月～8月末までに同様の指摘1件が覚知されている。

今回、運用上の重大な不備に挙げられているが、規定に沿ったチェックを実施しているにもかかわらず、チェック体制が有効に機能しないということであれば、整備上の不備の可能性も考慮され、多面的に検討されることを要望する。

- (6) 令和3年度に確認された運用上の不備のうち、複数の部局で確認された歳入歳出外現金の還付漏れが、令和4年度も1件確認された。

このことについて担当課に確認したところ、会計課が行っているチェックの中で発見され覚知されたものであり、自課で覚知できていないものであれば、整備上の不備と考えられるため、取扱いに係る基準等の整備を検討されたい。

- (7) 本市における内部統制制度については、推進部局である行政改革課を中心に取り組んではいるものの、指定された様式等に記載するという作業自体が目的へと転化し、その作業が慣例化することにより制度自体の形骸化を招かないよう、内部統制制度の本旨であるリスク軽減及び事務の適正な執行の確保という本来の目的に立ち返られることを強く要望する。
- (8) 今回報告の運用上の重大な不備15件のうち、12件が市民センター内において起こった事務処理ミス等であり、市民センターにおける内部統制が機能するのか懸念される。

市民センター所管の事務であっても、本庁関係部局との十分な連携を図り、適切な事務処理に努められたい。

現在、本市において、DXの推進が図られ電子決裁システムの導入が予定されるなど利便性の向上が期待される一方で、誤操作、入力漏れ、情報漏えい等のリスクが懸念される場所である。これらのリスクに組織として対応しなければ、被害が甚大なものとなる可能性がある。

そのため、職員一人ひとりが内部統制の重要性を認識し、主体的に取り組んでいくことで実効性を高め、効果的な再発防止策を講じていくことが肝要である。それが、本市の内部統制における本来の目的である「住民の信頼を得られる市役所の実現」に資するものと思える。そのためにも内部統制が一過性の取組みとならないように、組織として全職員が前向きに取り組む機運を醸成されるよう強く要望する。